



町の憲法 条例

大木町公の施設の利用からの暴力団等の排除に関する条例の制定

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団、暴力団員等の公の施設の使用を制限することにより公序良俗を維持し、もって町民生活の安全と平穏の確保を図る。

全員賛成

大木町農業委員会の選任による委員の議会推薦の委員定数に関する条例の制定

現在、議会推薦の委員については2名とされているものの、議会推薦の委員の定数を定める条例がないため、今回条例を制定する。

全員賛成

大木町課設置条例の改正

行政事務事業の効率化及び新たな行政課題、また町民の視点に立った行政サービスや町民の多様なニーズへの迅速かつ適切な対応を図るため行政組織機構を見直す。

全員賛成

大木町特別会計条例の改正

健康保険法の一部を改正する法律が施行され、老人保健特別会計の3年間の設置義務期間が終了することに伴い条例を整備する。

全員賛成

大木町工場設置奨励に関する条例の改正

不誠実な町税等の滞納は、誠実に納税の義務を果たす多くの町民の公平感を阻害し、また、健全な行財政の運営に支障をきたすことから、税負担の公平性を確保するとともに納税意識の高揚を図るため、町税等の滞納者に対して行政サービスを制限する。

全員賛成

大木町営住宅管理条例の改正

税負担の公平性を確保するとともに納税意識の高揚を図るため、町税等の滞納者に対して行政サービスを制限することに伴い、その制限を町営住宅への入居資格に適用する。

全員賛成